

議会受付番号	鎌議第 1147 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長（経営企画部政策創造課、行革推進課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

政策創造担当の変遷をふまえ、その意義、目的、成果等について

2 質問の要旨

- (1) 市長の特命により設立された政策創造担当部とは一体何か、その目的、設立による成果は何か
- (2) 何故、経営企画部に吸収され、政策創造担当部は消滅したのか
- (3) 今後の政策創造担当の目的は何か、目的は同一か
- (4) 「部」であった時とその機能はどう改善したのか
- (5) 市長として在るべき市役所内シンクタンクとは何か
- (6) 就任来の目的は達成されたか、機会点は何か

3 答弁

- (1) 中長期的な都市像を構築するためには、山積している政策課題について詳細な調査・研究を行い、その結果を政策立案の礎とする仕組みが必要です。このため、調査研究及び政策支援を行う体制を築くことを目的として、特命担当職として設置したものです。
成果として、大学連携、民間企業との連携などを含め、庁内の研究を進めるための土台を築くことができたと考えています。
- (2) 政策創造担当は、経営企画部長から事務の一部を委任し、市の政策及び施策の調査研究に関する事項等を所掌事務として設置したものです。前述のとおり、一定の研究体制の土台を築くことができたため、委任元である経営企画部に課として位置づけたものです。
- (3) 平成 26 年度まで設置した政策創造担当と、現在設置している政策創造課の目的は基本的に変わりませんが、4 年間の取組を経て、事務分掌について以下のとおり整理を行

っています。

①市政全般に関する中長期的な課題の調査及び研究についての事項

②市政全般に関する基礎調査及び庁内基礎データの活用促進についての事項

③庁内の政策形成支援及び政策形成能力の向上についての事項

④庁内横断的に取り組むべき新たな課題に関する調査及び研究並びに施策の立案についての事項

(4) 政策創造担当を経営企画部内に設置したことにより、調査・分析・研究から企画・政策立案、広報・広聴までの事務執行が簡素で効率的なものになったと考えています。

(5) 市役所内シンクタンクは、長期的な展望を持った政策立案、先進事例の研究、様々な分野のデータに基づく調査研究等を行う組織であるものと考えています。

(6) 政策創造担当の設置により、自ら課題を分析し、長期的な視点を持って解決のための政策を立案するという、地方自治体に求められている政策形成の機能及び職員意識を強化することができつつあると考えています。

機会点としては、このことにより、今後、我々自治体を取り巻く諸課題に対し、中長期的な視点を持って取組んでいくことができると考えています。